

第3期山梨県医療費適正化計画（素案）に対する意見

資料 2 - 1

パブリックコメント

(1) 寄せられた意見の数 5件(3名)

(2) 寄せられた意見の計画への反映

区 分	件 数
修正加筆等意見反映	4 件
記述済み	件
実施段階検討	件
反映困難	1 件
その他	件
合 計	5 件

関係団体等の意見

(1) 寄せられた意見の数 10件(2団体)

(2) 寄せられた意見の計画への反映

区 分	件 数
修正加筆等意見反映	3 件
記述済み	5 件
実施段階検討	1 件
反映困難	1 件
その他	件
合 計	10 件

第3期山梨県医療費適正化計画(素案)に対するパブリックコメント

番号	該当箇所			意見の概要	意見に対する県の考え方(対応方針)			
	章	節	頁		区分	概要		
1	3	達成すべき目標と医療費の見直し	1	平成35年度末までに達成すべき目標	26	「予防接種」の目標に、「また、血液疾患等で造血幹細胞移植を行い、本来定着していた免疫機能がなくなった場合で医師が認めたときには、再接種に対する助成を行います。」を追加されたい。	反映困難	本計画における予防接種の位置づけは、ワクチンの接種推進により公衆衛生上極めて重要な疾病のまん延を防止し、医療費の増大を防ぐ社会防衛的な位置付けにあります。 このことから、いただいたご意見の様に个人防护に係るものについては、本計画の目標として反映することは、困難です。
2	4	目標実現のための県の施策	2	医療の効率的な提供の推進に関する施策	35	「円滑で適切な退院支援が行われるよう、入院医療機関における退院支援担当者の設置や退院時のカンファレンス・連絡票等による在宅医療に係る機関との情報共有、高齢者のほか小児等の在宅療養者への対応を促進します。」とあるが、県として直接関与できることは限られているのではないかと。他の部分と同様に、どのような手段、手法で対応を促進するのか示すべきではないか。	修正加筆等 意見反映	ご意見の踏まえ、第4章2(1) 1つ目の に「 在宅医療・介護従事者等による会議や関係団体を通じ、 」を追記します。
3					35 ~ 36	「在宅医療の推進」に係る施策の「…訪問歯科診療・訪問薬剤師指導」の後に「訪問栄養食事指導」を追加されたい。	修正加筆等 意見反映	ご意見を踏まえ第4章2(1) 2つ目の に「 訪問栄養食事指導 」を追記しました。
4					36 ~ 37	県が責任主体、実施主体として直接行えることではないので、県の立場として、支援する、指針を示すなど表現は工夫すべきではないか。	修正加筆等 意見反映	ご意見を踏まえ、第4章2(1) 2つ目の を「…施設・居住系サービスの基盤整備を 促進 します。」に修正します。
5					38	「研修の機会を提供する」は、内容からすると「研修の機会について情報提供する」とか「研修の機会を活用する」ということではないのか。	修正加筆等 意見反映	ご意見を踏まえ、第4章2(1) 2つ目の を「 研修の機会を活用 する。」に修正します。

第3期山梨県医療費適正化計画(素案)に対する関係団体からの意見

番号	該当箇所			意見の概要	意見に対する県の考え方(対応方針)			
	章	節	頁		区分	概要		
1	2	医療費を取り巻く現状と課題	1	医療費を取り巻く状況	10	「図表2-6特定健康診査受診率」の数値を国民健康保険、後期高齢者医療制度の対象者だけでなく、社会保険等の対象者の数値も記載可能な場合は追加をされたい。	記述済み	図表の数値は、厚生労働省が公表している数値です。社会保険等の対象者も含まれた数値となっています。
2					12	「図表2-10医療費総額の疾病別割合」の数値を、国民健康保険、後期高齢者医療制度の対象者だけでなく、社会保険等の対象者の数値も記載可能な場合は追加をされたい。	修正加筆等意見反映	参考として保険者協議会が取りまとめた県内被保険者のデータを追記します。
3					21	かかりつけ薬局の定着に向けた、具体的な施策を記載すべき。	記述済み	指摘箇所は現状と課題の章であり、普及啓発活動等は、第4章2(3)に記述しております。
4	3	達成すべき目標と医療費の見直し	1	平成35年度末までに達成すべき目標	24-28	各目標を保険者別に記載可能な場合は追加をされたい。	反映困難	本計画は、県全体の計画であるため、保険者別の目標設定は適切ではないと考えます。
5					27	後発医薬品使用率:全国46位という状況に鑑みて、県民に対し、後発医薬品の使用促進を促すための普及啓発活動について具体的に記載すべき。(県ホームページ掲載等)	記述済み	指摘箇所は目標の章であり、普及啓発活動等は、第4章2(2)に記述しております。
6					29	医療費適正化対策を講じた場合の平成35年度の効果を総額35億円と見込んでいるが、事業単位の積算根拠を提示すべき。	修正加筆等意見反映	ご意見を踏まえ、第3章2(1)に適正化の効果額の推計に織り込まれている「 後発医薬品の普及による効果、特定健診等の実施率の達成による効果、生活習慣病(糖尿病)に関する重症化予防の取り組みによる効果、重複投薬是正による効果、複数種類医薬品是正の効果 」を具体的に記述します。
7	3	達成すべき目標と医療費の見直し	2	計画期間における医療費の見直し	29	医療費の推計については、厚生労働省作成の「都道府県医療費の将来推計ツール」により試算と記載されているが、このツールと試算方法の概要を記載すべき。	修正加筆等意見反映	都道府県医療費の将来推計ツールによる県の医療費の推計方法の概要については、第3章2(1)で記述済ですが、ツールを用いた推計であることがわかりづらいため、ご意見を踏まえ、「 国から提供された「都道府県医療費の将来推計ツール」を用い 」を追記します。
8	4	目標実現のための県の施策	1	住民の健康の保持の推進に関する施策	30	「医療の効率的な提供の推進に関する施策」と同様に、具体的に各施策に対する事業を記載すべき。	記述済み	第4章1(1)のとして「「健やか山梨21(第2次)」(県健康増進計画)の推進」で取り組みの方向性を記述し、以降で、具体的に取組む施策を記述しております。
9					33	「糖尿病性腎症重症化の予防」については、平成30年度から実施される保険者努力支援制度等の指標項目とされているため、医師会などの関係団体と連携し「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の作成に早急な対応を図る旨を記載すべき。	実施段階検討	糖尿病性腎症重症化予防は喫緊の課題であるため、早急に本県版のプログラムを策定していきます。
10	5	関係者の役割と連携・協力	1	関係者の役割	40	関係者の役割にも保険者協議会を記載すべき。	記述済み	保険者等の役割として記述しております。